

(平成12年度支援)

原状回復事業実績事例：滋賀県日野町混合廃棄物事案

事案の類型	無許可業者による混合廃棄物の不法投棄
事案の場所	滋賀県日野町内
行為者	滋賀県草津市内 A社 代表取締役 B
規模及び種類	敷地面積；2,515m ² 投棄量；約10,000m ² 廃プラスチック類、木くず、金属くず、紙くず、繊維くず等の混合廃棄物
支障のおそれ	農業水質基準を超える窒素分を含んだ黒色浸出液が下流の溜池、農業用水路及び農地に流出し、これらの流出エリアである3haの水田の稲作が中断しており、今後も拡散するおそれがある。(支障及び支障のおそれのについて一考を促すこととなった)
対策工の概要	当該現場で簡易分別を行い、選別後の土砂を現地に残置する計画であったが、廃棄物の水分が多く選別困難であることを理由に県の判断で全量撤去を行った。(運営協議会運用則、支援ルール議論の端緒となった)
除去した廃棄物の種類及び量	搬出・処分量；約14,600t 廃プラスチック類、木くず、金属くず、紙くず、繊維くず等の混合廃棄物
代執行費用	270,309,900円
支援した資金額	202,732,000円

代執行前



【事案概要】

投棄行為者であるA社の代表取締役Bは、自社物の安定型埋立処分場（3,000 m²以下；許可対象外）として使用していた他人の処分場に、短期間に無断で廃プラスチック類等の混合廃棄物を不法投棄した。

県は、地元住民から「黒く濁った汚水が農業用溜池に流れ込んでいる」との通報から、現地調査を実施し、不法投棄を確認した。また、黒色汚水の水質検査の結果、農業水質基準を超える窒素分が検出されたことから、周辺農業への影響が懸念されたため、平成10年11月20日付けで、処分場の借地使用者であるC社の代表取締役Dに対し「汚水処理と廃棄物の撤去・処分」を行うよう措置命令を発した。その後、県警の捜査により、平成11年2月17日にBが実行行為者として逮捕された。このため、平成11年8月2日付で実行行為者をBとした同内容の措置命令を発したが、汚水処理と廃棄物の一部撤去を行ったのみで、具体的な撤去計画の提示等の履行意志を示さなかったため、生活環境保全上の支障を除去するため、代執行による廃棄物の全量撤去を行った。

撤去作業



代執行後

